

あま市教育大綱



平成28年3月

愛知県あま市

はじめに

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、地方公共団体において教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この法律改正では、大綱は市長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」において協議・調整をして市長が策定するものとされています。

そのため、市では、平成27年7月に総合教育会議を発足し、大綱の策定に向けて検討を重ねて参りました。

策定に際しましては、市のあらゆる分野のまちづくりの方向性と具体的な施策を定めております「あま市総合計画」との整合性を図りながら、市教育委員会が策定しております教育基本法の教育振興基本計画に位置付けられている「あま市教育立市プラン」を参考に決めました。

さて、現在、市では、「力強く、健やかな勇健都市“あま”を市民の総力で」を基本理念として、「協働のまちづくり」を生かしながら「勇健都市」の実現に向けて取り組んでいるところであります。

特に、市の教育行政におきましては、大綱の策定や総合教育会議がこの法律で義務付けられる以前から、市長部局と教育委員会が情報交換や連携をして、「教育立市」を掲げて事業を進めているところですが、この法律改正により、市長と教育委員会の意思疎通が今までにも増して円滑になることが期待され、効果的に教育行政を推進していくことができるものと確信しております。

今後も、時代の変化に対応した教育行政を展開していくために、市長及び教育委員会がそれぞれの役割を十分に認識しながら、さらなる連携を進めて参りたいと考えております。

平成28年3月

あま市長 村上浩司

『あま市教育大綱』の位置付け

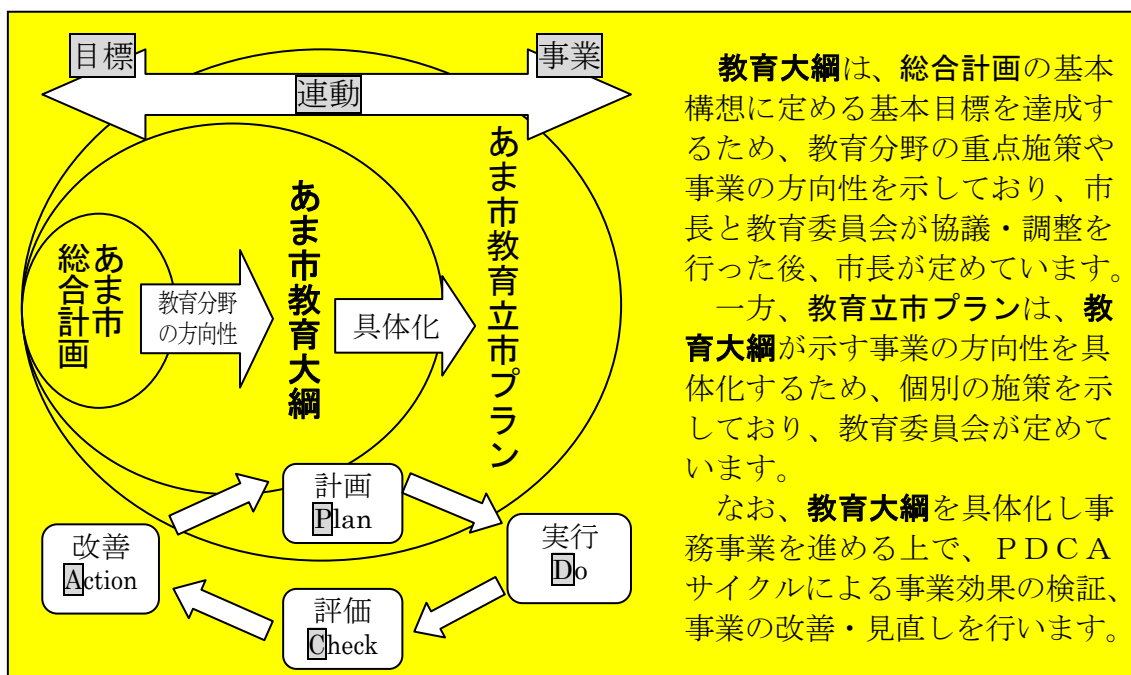
1 あま市教育大綱の位置付け

あま市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、あま市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。そして、あま市教育委員会が策定した教育基本法の教育振興基本計画に位置付けられる「あま市教育立市プラン」の骨子となる部分を参考に大綱として定めています。

さて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、教育大綱は、教育における住民の意向をより一層反映させる観点から市長が定めることとしていますが、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行権は従来どおり教育委員会が行い、市長に与えるものと解釈してはならないと規定しています。

このように、教育の普遍的な使命に照らし、政治的中立性、継続性・安定性を堅持することに配慮した上で、市長と教育委員会の権限や立場を明確にしています。

よって、この趣旨を踏まえ、市長と教育委員会が双方の立場を尊重しながら意見を出し合い、協議・調整することにより教育大綱を策定しています。



教育大綱は、総合計画の基本構想に定める基本目標を達成するため、教育分野の重点施策や事業の方向性を示しており、市長と教育委員会が協議・調整を行った後、市長が定めています。

一方、**教育立市プラン**は、**教育大綱**が示す事業の方向性を具体化するため、個別の施策を示しており、教育委員会が定めています。

なお、**教育大綱**を具体化し事務事業を進める上で、PDCAサイクルによる事業効果の検証、事業の改善・見直しを行います。

2 大綱が目指す理念

未来を担うのは子どもたちであり、教育はあま市の未来を創り出す原動力であるという「教育立市」の理念の実現を進めるまちづくりを目指し、学校・家庭・地域の連携のもと、まち全体であま市の子ども（「あまっ子」）を育み、あま市らしい人づくり（「あま力」、言いかえれば、自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組むことができる市民）を進めていきます。すなわち、生涯にわたって主体的に学び続けることがあま市の教育の根幹なのです。そして、教育の使命をまちぐるみで共有し、市民一人ひとりが教育にかかわる楽しさと豊かさを実感できる教育環境を実現していきます。

また、学校教育を始め、あま市民の生涯にわたる教育のあり方や教育行政の喫緊の課題を市民に示し、市民と共に解決していくことを目指していきます。

3 大綱の期間

平成28年度から平成33年度までの6年間とします。

※ 現行の第1次あま市総合計画（期間：平成24年度～33年度）及びあま市教育立市プラン（期間：平成24年度～33年度）の終期を合わせて整合を図っています。

計画／年度	24～27	28	29	30	31	32	33
あま市総合計画	← 第1次あま市総合計画（10年間） →						
あま市教育大綱		← あま市教育大綱（6年間） →					
あま市教育立市プラン	← あま市教育立市プラン（10年間） →						

『あま市教育大綱』の全体像

1 基本目標

郷土に誇りと愛着が持てる魅力あるまちに向けて、子どもと大人が共に生き、一人ひとりがいきいきと輝く生涯学習社会を創造し、地域の教育力の向上を目指します。

2 施策の方向性

- (1) 各学校や地域の自主性・自立性を尊重しつつ施策を推進します。
- (2) 市民との協働、教職員の専門性の向上、専門家の参画を推進します。
- (3) 地域の学習のネットワーク化（地域・家庭・学校間の相互連携、学校教育と社会教育の連携）を支援し、地域教育力の向上へつなげます。
- (4) 客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進します。

3 大綱の6つの重点施策

- 1 学校の教育力を高め、児童・生徒が確かな学力を身につける
- 2 人に思いやりを持ち、共に生きる子どもを育む
- 3 地域に密着した学校を創る
- 4 特色ある学校を創る
- 5 教育環境の整備と充実に努める
- 6 共に学び、楽しむ生涯学習社会を創る

『あま市教育大綱』 6つの重点施策

重点施策1

学校の教育力を高め、児童・生徒が確かな学力を身につける

●事業の方向性

教職員が自らの力を伸ばし、学校の教育力を高めることなどにより、子どもの学ぶ力を高めます。

重点施策2

人に思いやりを持ち、共に生きる子どもを育む

●事業の方向性

生命の尊さや価値を知り、自他の存在を尊重できる、こころ豊かな子どもたちを育てることに取り組みます。

持続可能な発展のための教育に取り組み、より良い社会づくりに参画する力を育むことを目指します。

重点施策3

地域に密着した学校を創る

●事業の方向性

地域・家庭から愛される学校を目指し、地域・家庭・学校が連携できるきめ細かな仕組みづくりを進めます。

重点施策4 特色ある学校を創る

●事業の方向性

学校が所在する地域（学区）の伝統と教育財産（人・モノ）を生かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりに取り組みます。

重点施策5 教育環境の整備と充実に努める

●事業の方向性

安全・安心で快適な環境の中で学ぶことのできる、安全性や機能性の高い学校づくりに取り組みます。

重点施策6 共に学び、楽しむ生涯学習社会を創る

●事業の方向性

個性豊かで活力に満ちた市民主体の生涯学習社会づくりに取り組みます。

あま市教育大綱(平成28年度～33年度)

平成28年3月策定

〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1

あま市企画財政部企画政策課

TEL052-444-1712